

米国の言語政策とアイデンティティ

著者	朴 育美
雑誌名	人権を考える
巻	24
ページ	13-26
発行年	2021-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1443/00007968/

米国の言語政策とアイデンティティ

外国語学部准教授 朴 育美

1 はじめに

初等・中等教育において、非英語話者の母語をどのように位置づけるかは、多様な文化・言語背景を持つ移民を受け入れるアメリカが、長年にわたって直面してきた課題だ。学齢期の言語教育は、将来の選択肢だけでなく、もの考え方や人間関係にいたるまで、子どもの人生に長く広い影響を与える。英語を母語としない子どもたちが、一日も早くメインストリーム社会に参画できるように英語を優先した授業をするのか、それとも母語を使ったバイリンガル教育を積極的に認めるのか。その言語政策は時代と共に変遷してきた。

バイリンガル教育は、生徒の母語と第二言語の両方を用いた学習により、二つの言語を習得することを目指す言語教育の方法論と定義される。しかし実際にアメリカで実践されてきたバイリンガル教育は、その内容においても目的においても多様である。第二言語である英語が話せるようになるまで母語を使用する移行型バイリンガル教育もあれば、二つの言語で教科学習を行いながら、両方を使いこなすことを目的とする維持型のバイリンガル教育もある。またマイノリティの子どもたちが自分のルーツや文化を学ぶ「言語権¹」として行われる場合もある。

英語と母語の習熟度は、子どもたちの学習動機や成果とも深く関連し、将来の社会階層や格差の問題にも連なることが指摘される。また二つの文化の狭間で生きていく子どもたちにとって、英語と母語のバランスは、情緒面やアイデンティティの形成など、内面的にも深い影響をもたらすと考えられる。国の言語政策は、単に言語の習得には収斂されえない目的を持ち、また結果をもたらす。この論考では、時代と共に変遷してきたアメリカ連邦政府の言語政策の歴史を、バイリンガル教育に焦点をあて概観し、言語とアイデンティティについて考察したい。

2.1 バイリンガル法制定前の時代：1890年ごろまでの寛容の時代

移民の75%がイギリス系という環境下、アメリカの主流派社会ではアングロ・サクソン、プロテスタントの文化や価値観が社会基盤として浸透していく。しかし、合衆国憲法には言語政策に関する規定はなく、ドイツ系、オランダ系など、英語を母語としない西欧や北欧からの移民に対して、英語が強制されることはなかった。基本的に教育施策は、連邦政府ではなく州や学区の管轄下であり、言語マイノリティとして当時一番大きな集団だったドイツ系移民の多い地域では、公立小学校でもドイツ語と英語のバイリンガル教育が行われることもあった。この時期の言語政策の背景には、「旧移民」と呼ばれる集団が、アングロ・サクソン文化へ同化するのには時間の問題と考えられていたことがあり、19世紀半ばにはバイリンガル教育が行われていた州は12以上にもなる。

ただしこのような寛容な言語政策から、先住民や黒人は完全に除外されていた。アフリカから強制的に連行された黒人は「人」として認識されておらず、教育の機会は与えられなかったし、米墨戦争で併合したカリフォルニアでは、1855年にすべての学校で英語のみを強制する州法が制定された。また英語を母語としないネイティブ・アメリカンの子どもたちに対しては” Kill the Indian and Save the Man” のスローガンが象徴するように、親元から引き離して全寮制の学校で教育するような徹底的な同化政策が施行された。

2.2 バイリンガル法制定前の時代：1890年代以降

19世紀の終わりから1900年代の初めにかけて、アメリカでの急激な工業化の発展と、それに伴う労働者不足を背景に、これまでの北欧や西ヨーロッパからの「旧移民」に代わって、東欧、南欧、アジアからの移民が急増する。1890年から1920年の間にアメリカにきた移民の数は訳1800万人にもなるが、そのほとんどが貧しい農村出身で、特別な技能を持たない「新移民」とよばれる集団である。彼らの多くは、都市部の工場労働者として、または鉱山労働者として劣悪な環境で低賃金の仕事に従事した。都市のスラム地区にそれぞれのコミュニティを形成し、強い絆の中で暮らす新移民たちは、世代を越

えて母語を使い故国の生活様式を維持する傾向が強くなり、同化は時間の問題とは認識されなくなる。

新移民の急増が、アングロ・コンフォーマティ²を脅かすものにとらえた支配層は、学校教育を通じて新移民の子どもたちをアメリカ人として同化する必要性を喫緊の課題と考えるようになる。移民教育の最終目標は「移民の文化・言語をアメリカ合衆国のものと置き換える³」ことだということが明言された。緩やかな寛容の時代は終わり、同化の時代へと転換する。

第一次世界大戦が始まると、ナショナリズムの台頭による排外主義的風潮の中、敵国となったドイツ語を使うバイリンガル教育への批判も高まり、オハイオ州ではすべての小学校でドイツ語を学ぶことが禁止された。また公共施設でドイツ語の使用を禁止する州も増え始めた。移民制限の機運も高まり、教育レベルの低い移民を制限する1917年の識字テスト (literacy test) 法案や1924年の移民法の成立により、同化が難しい移民を排除していこうとする姿勢が鮮明になる。ただしメキシコからの移民は南西部の州の農業労働力の不足を補うため制限がかけられずその後も増加し、1960年代には、中南米やアジアからの移民の数がヨーロッパからの移民の数を上回り、1990年までには85%がアジアおよびヒスパニック系となる。

この時期の移民の子どもたちに対しては、言語面でも文化面でも100%アメリカに同化することが求められた。自らの言語や文化が否定された子どもたちは、学習動機や機会、習熟度において、教育現場では不利な立場に置かれることになる。英語の習得が奨励されるが、それを支援するような有効な教育政策が示されることもなく、言語マイノリティと低学歴や貧困問題が直結する状況が固定化していく。

3. バイリンガル教育法⁴の誕生：多文化性の尊重

民主党のジョンソン政権下、社会の平等化と貧困対策の一環として1965年に初等中等教育法 (The Elementary and Secondary Education Act of 1965、略してESEA) が成立する。1968年にはその第7章 (Title VII) として、バイリンガル教育法 (Bilingual Education Act) が成立し、英語能力が十分で

ない (Limited English proficiency、以下LEP) 児童・生徒⁵の特殊な教育ニーズを認識し、バイリンガル教育を推進するために連邦政府の予算が支給されることが明記された。

ただし、バイリンガル教育の具体的な内容については州や学区に委譲されており、連邦レベルでの詳細な規定はなかった。州や学区は、LEP児童・生徒の英語習得や学力向上につなげるプログラムであれば、必ずしも母語教育を含まなくても、資金援助を受けることが可能だった。

LEP児童・生徒に対して実施される言語教育で、母語を使用しないものとしては、他の英語話者と同じクラスに入れて通常授業に参加させるサブマージョン (Submersion)、母語の使用は極めて限定的だが一部認めるイングリッシュ・イマージョン (Structured English Immersion)、LEP児童・生徒に対して週に数時間、通常の授業ではなく英語による英語の補完授業を行うESL (English as a Second Language) などが知られている。これらのメソッドは原則英語のみだが、第二言語習得の方法論として、広い意味ではバイリンガル教育法の一つとして捉えられている。ところで、第二言語 (英語) の習得という点にのみ絞って考えれば、母語を使用するか否かは単なる方法論の違いでしかない。しかし、母語を学ぶことは、とりもなおさず母語文化を学ぶことであるという点を考慮すると、どちらの方法論が奨励されるかは、政治的意向から切り離して考えることはできない。

すべての子どもを同じように扱うことが「平等」であるとする考えが浸透していた当時、LEP児童・生徒に対して補完教育を行わずサブマージョンのみで対応する公立学校も多かった。LEP児童・生徒に英語話者と同じ教育を提供すれば、それが「平等」な扱いだと了解されていたのだ。しかし、そのような「平等」概念は、1970年に始まったラウ対ニコルズ裁判をきっかけに、問題視されるようになる。サンフランシスコ公立学校の中国系LEP児童・生徒が、母語を使った補完教育を受けられないのは、憲法や平等の機会を保障する公民権法に違反するとして、サンフランシスコ市教育局を訴えた裁判だ。

1974年の最高裁の判決は、原告側の訴えを認め、単に同じものを提供するだけでは、平等な教育機会⁶を提供していることにはならないとして、当学

区が公民権法第6条に違反していると判決した。最高裁が、教育の場においても、全ての児童、生徒を同じように扱うだけでは「平等」は保障されず、個人のニーズを取り込んだサービスを供給できて初めて「平等」が達成されるという公正の概念を示したのだ。この判決により、補完教育を受けることは恩恵なのではなく、基本的権利なのだということが明確になった。

この判決後、1974年と1978年に改正されたバイリンガル教育法では、バイリンガル教育プログラムの拡充が図られ、またバイリンガル教育に母語と母語文化を用いることが不可欠であることが明示された。単に英語への移行手段としてではなく、マイノリティの子どもたちの「言語権」が認められ、英語と母語の両方の習得を目指す維持型バイリンガル教育が奨励されるようになったのだ⁷。

このような方針の転換の背景には、公民権運動やアフターマティブ・アクションなどにより、社会の様々な場面でマイノリティの権利や独自のアイデンティティ獲得が奨励される機運の高まりがあった。教育現場では、言語教育の在り方だけでなく、カリキュラム全体が、西欧・白人中心主義であるとの批判が高まり、より多様性を反映したものへの改編が進められていく。しかし、多様性や個別化を重視した多文化主義のカリキュラムは、従来のアメリカの教養をないがしろにし、伝統的なアメリカの価値観を脅かすとして保守化から厳しく批判されるようになる⁸。

80年代以降になると、西欧、白人文化中心の伝統的なカリキュラムの復興を主張する保守派と、多文化の推進を訴えるリベラル派の間で大きな論争が巻き起こる。英語・英語文化への同化か、母語・母語文化の維持かというバイリンガル教育をめぐる論争も、その一環と捉えることができるだろう。「文化戦争⁹」と呼ばれる社会の分断は、アメリカのアイデンティティに関わる問題として、今日にも継承されている。

4.1 スタンダードとアカウンタビリティの時代—レーガン政権下での変革

1980年代に入ると、多文化主義に基盤をおく教育政策は、初等教育から高等教育までの深刻な学力低下をもたらしたとの厳しい批判に晒されるように

なる。LEP児童・生徒に母語指導を行うバイリンガル教育も、巨額な予算¹⁰に見合う教育成果を上げることができていないとして強く非難されるようになった。バイリンガル教育を受けたLEP児童・生徒とそうでない生徒の間に教育的効果の違いがみられないとする研究結果¹¹やLEP児童・生徒のドロップアウトの問題が改善されていないことなどが指摘された。

カリフォルニア州知事を経て、1981年に就任した共和党のレーガン大統領は、母語を維持するようなバイリンガル教育こそが、言語マイノリティの子どもたちを、メインストリーム社会から阻害していると指摘し、その立場からの教育改革を行う。レーガン政権下、ESEA関連予算もそれに伴うバイリンガル教育予算も削減され、バイリンガルプログラムは縮小していくことになる。1984年に修正されたバイリンガル教育法では、LEP児童・生徒の母語による教授を義務づけるこれまでの規定が外され、(維持型が排除されたわけではないが)移行型のバイリンガルプログラムや英語のみを使ったプログラムが推奨されるようになった。必ずしも母語や母語文化の学習を行わなくても、LEP児童・生徒に十分な英語力を獲得させることで、「機会の均等」を担保できるという連邦政府の意向が反映されている。

ところで、このような方針転換の背景には、全国的に広がる英語への危機感があった。LEP児童・生徒が全国で一番多いカリフォルニア州¹²では公立学校に在籍するLEP児童・生徒の数が1978年の23万人から1998年には140万人へと増加を続け、1999年度には約25%がLEP児童・生徒(82.6%がスペイン語話者)となった。またニューヨーク市でも人口の4割が家庭の中で英語以外の言語を使用しているなど、英語を話さない移民の急増は、英語の地位を危うくするという市民の不安を煽り、イングリッシュ・オンリー(English Only)運動¹³、英語公用語化運動(Official English Movement)が拡散していく。1986年、カリフォルニア州では州憲法を修正し英語を公用語とする提案63(Proposition 63)が可決された。これを皮切りに、1990年までには17州で英語を公用語とする州憲法の修正案が通過した。2016年には英語を公用語化した州は32にまで増えている。

4.2 スタンダードとアカウンタビリティの時代—クリントン政権下での改革

公教育の目的の一つは、社会の平等化である。公教育は、生まれや出自にかかわらず、将来社会に参画する時に必要な基本学力だけでなく、メリトクラシーを闘い抜くための教育の機会をすべての子どもに保障しなくてはならない。しかし現実には、人種やエスニシティは、社会階層を決める大きな変数であり続けている。そのような状況を変えるために、1990年代以降は、スタンダードとアカウンタビリティを導入した教育改革が行われていくことになる。

1994年、民主党クリントン大統領のもとでESEAを大きく修正した、アメリカ学校改革法（Improving America's schools Act、以下IASA）が成立する。連邦政府の補助金を受けるために、州や学区は教育スタンダードを設定し、それに基づく学力テストや年次到達目標を設定することが義務化された¹⁴。さらに2年連続で年次目標達成できなかった学校は、「要改善」として特定され、州や学区が学校改善を行うことが義務付けられた。厳格なアカウンタビリティ（教育成果に対する責任）を課すことで、マイノリティの子どもを含む全ての児童・生徒の学力向上を保障しようという意向だ。方法論や取り組みよりも、結果に焦点をあてて補助金を支給する政府の政策は、この後も継承されていくことになる。

タイトルVIIのバイリンガル教育法も5回目の修正が加えられ、対象者は21歳の青年にまで広げられた。アカウンタビリティシステムの導入により、LEP児童・生徒の言語教育も、英語の習得と学力向上が優先されることになった。しかしその一方で、公的学校教育を通じて移民や先住民の子どもたちの母語・母語文化を尊重することも明記された。またLEP児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒が多言語を学ぶ重要性にも言及し、多文化理解や第二言語能力の育成を積極的に奨励する方針も示された。改定前同様、LEP児童・生徒への言語教育を英語と母語の併用とするか、英語のみで行うかは州や学区の裁量だったが、英語のみでないプログラムにも補助金が出やすくなり、再び維持型のバイリンガル教育にも寛容になったことが指摘される。

ところで英語を母語としない移民のコミュニティは、子どもたちにどのよ

うな言語教育を望んでいるのだろうか。バイリンガル教育をめぐる言語政策の変遷は、英語習得と母語・母語文化維持のはざまに揺れる保護者の葛藤も映し出している。多くの親にとって、子どもが高いレベルで二つの言語に習熟することができれば、それが一番の理想だろう。しかしそれを実現するのは簡単ではない。学校以外にも地域や家庭での言語環境、二つの言語に精通し訓練を受けた教員の有無、効果的な教材やカリキュラム、子ども自身の言語適用性や動機づけなど、様々な要因が関わってくる。十分な教育資源のない中で行われるバイリンガル教育は、英語の習得を遅らせるだけでなく、学校教育全般で子どもを不利にしてしまうリスクがある。中途半端なバイリンガル教育に起因する、抽象的な概念を考える言語が成熟しない子どもの問題などもあり、移民の親が一概に維持型のバイリンガル教育を望んでいるわけでもない。

実際、1996年カリフォルニア州で、ロスのダウンタウンにある公立小学校のヒスパニック系の親たちが、学校が提供するバイリンガル教育を不満とし、英語のみの授業を行うよう学校に訴えたケースもある。この小学校のある地元は、低賃金労働に従事するヒスパニック系の移民が多く住んでいて、児童の80%以上がスペイン語を母語とする。子どもの将来のために英語習得が不可欠だと考える親たちは、小学校で行われるバイリンガル教育が、実質はほとんどスペイン語で行われていることに不満と不安を表明したのだ。

しかし訴えは聞き入れられず、それに反発した親たちは学校のボイコット運動を起こす。これをきっかけに、カリフォルニア州ではバイリンガル教育の是非をめぐる論争が活発になり、実業家ロン・ウンツ (Ron Unz) のイニシアティブのもと1998年6月、母語を使ったバイリンガル教育を廃止する住民提案227 (Proposition 227) が通過する。この提案によりLEP児童・生徒は1年を越えない期間でイングリッシュ・イマージョンの教育を受けることが義務づけられた¹⁵。国内で最も多くのLEP児童・生徒を持ち、維持型バイリンガル教育でイニシアティブをとってきたカリフォルニアが、母語を使ったバイリンガル教育を廃止したことは、大きな衝撃と影響力を持って受け止められ、その後多くの州でバイリンガル教育の存続が議論されるようになった。

た¹⁶。

5.1 ポスト・バイリンガル教育法時代—No Child left Behind Act—

共和党ジョージ・W・ブッシュ大統領の2001年、アカウントビリティをより強化する「どの子ども置き去りにしない法 (No Child Left Behind Act、以下NCLB法)」が成立し、翌年には、LEP児童・生徒への言語教育を規定したタイトルIII (English Language Acquisition, Language Enhancement, and Academic Achievement Act) が成立する。これにより連邦のバイリンガル法は廃止された。スタンダードとアカウントビリティを指標とすることで、方法論については州や学区に委譲される部分が増えたともいえるが、補助金を得るにはアカウントビリティ¹⁷を果たす必要があり、連邦政府の影響力が縮小したわけではない。

NCLBは、人種・エスニシティ・社会階層・LEP、障害等によって、教育の機会が十分に保障されていない子どもの現状を把握し¹⁸、それぞれのニーズに対応することで、不利な立場にいる子どもたちの包括的な学力向上を目標にした。IASA以上に教育スタンダードとアカウントビリティを強化し、目標が達成できなかった学校や学区には罰則規定も課された。結果を出すことを重視する教育政策は、LEP児童・生徒に対しても母語・母語文化の維持よりも、英語習得の重要性を明確にし、維持型バイリンガル教育は再び後退することになる。

しかし、「どの子ども置き去りにしない」というスローガンのもと、連邦主導の画一的な目標設定は、コミュニティレベルでのニーズの違いなどを考慮しておらず、特に「2013-14年度までに全ての児童・生徒が習熟度レベルに達する」という目標設定は、多くの学校関係者に実現不可能ととらえられていた。高いスタンダードやテストの負担に対する現場の先生からの反発も大きく、NCLBは思うような成果を上げることができないまま行き詰まっていた。

2010年、オバマ政権下での修正で、スタンダード設定の在り方を州や学区の主体性を重んじる方向へと転換し、児童・生徒の学業成果の測定や評価に

関して、州が独自にデータ収集、基準を策定することを認める法案が成立した。また翌2011年には、一定の条件を満たした州は「2013-14年度までに、全ての児童・生徒が習熟レベルに到達する」というNCLB規定の適用から免除されることを認める法案が成立した。その結果、コロンビア特別区と42にのぼる州が申し出て、規定から免除されることになった。

5.2 ポスト・バイリンガル教育法の時代—Every Student Succeed Act—

民主党オバマ大統領の2015年、NCLB改正法案である「どの子どもも成功する法（Every Student Succeed Act、以下ESSA法）」が成立した。全ての子どもに質の高い教育機会を保障するというNCLBの狙いを継承したESSAは、それを実現可能にするために連邦が要請してきたルールを緩和し、イニシアティブを連邦主導から州主導に転換する。多民族、多文化国家であるアメリカは、州によってまた学区によってそれぞれの特徴やニーズがあり、連邦政府主導のやり方には限界があることを踏まえ、ESSAはより大きな権限を州や学区に戻したのだ。ただし地元主導の教育政策は、個々の子どものニーズ、親やコミュニティの要請や希望に対応できる反面、熱心な学区とそうでない学区、州ごとの格差などが課題となる。

一方、地方分権の流れはカリフォルニアにも波及し、1998年に成立した一律にバイリンガル教育を禁止する提案227への批判も高まっていた。州レベルでバイリンガル教育を禁止するやり方が、個々の学区や、コミュニティ、児童・生徒のニーズや親の要請に対応できていないとする反対派は、学校や学区に権限を戻し、柔軟に教授法を選択できるようにすべきだと主張した。またバイリンガル教育を禁止することが、LEP児童・生徒以外の子どもが外国語を学ぶ機会も奪い、多文化社会で生きていく子どもたちの選択肢を狭めてしまっているという批判もある。反対運動は活気づき、2016年11月大統領選挙に合わせて実施された住民投票で、提案227は廃止された。それに代わって、多言語教育¹⁹を推進する提案58（カリフォルニア多言語教育法）が73.5%の賛成票を得て成立する。

6. 結び

多民族、多文化を背景とするアメリカの歴史は、自由と平等を定義し、再定義することを軸に展開してきた。その中で学校教育は、多様な人々に自由と平等の機会を保障し、かつ社会統合を実現するための媒体として、特に重要な役割を与えられてきたといえる。この論考では連邦政府のバイリンガル教育に焦点を当て、その歴史的変遷を概観してきたが、教育政策には政権の言語観や、時代の気運、世論の動向などが強く反映されていることがわかる。英語を母語としない子どもたちに対する言語政策の変遷は、刻々と修正されていくアメリカの自由や平等概念と連動し、国の在り方そのものを体現しているといえるだろう。

1890年代ごろまでの多言語教育に比較的寛容だった時代は、「新移民」の増加や第一次世界大戦をきっかけに英語中心主義へと転換していった。1900年代になるとアングロ・コンフォーマティを規範とする同化圧力が強化され、英語以外の言語に対して不寛容な時代が始まる。移民に対しては一日も早い同化が規範となる中、メインストリームの学校教育で、マイノリティの母語・母語文化教育はおざなりにされた。しかし1960年代の公民権運動をきっかけに、マイノリティの言語権が認識されるようになり、人種、民族間格差の解消の鍵としてもバイリンガル教育が注目を集めるようになる。個々の子どもの異なるニーズにこたえてこそ、平等や機会均等が保障されるという公正概念のもと、バイリンガル教育にも連邦政府の予算がつけられ、広く奨励されるようになる。しかし、予算の充当にもかかわらず、LEP児童・生徒の学習熟度や進学率において、期待された成果は得られなかった。1980年代には、保守派からバイリンガル教育への批判が噴出し、連邦政府のLEP児童・生徒に対する言語政策も、英語のみを使って英語を指導する方向へ転換していく。

1990年代以降は、社会流動性やメインストリーム参画を可能にする教育を保障する目的から、LEP児童・生徒の言語政策も、英語力の保障を最優先する流れになっている。方法論より結果、アカウンタビリティ(学力保障に対する責任)が問われる時代である。しかしその一方で、アメリカの学校教育で多文化主義が重要視されることに変わりはない。個々の教育現場は、多様

性を維持しながら学力保障²⁰をしていくという難しい課題に、試行錯誤を繰り返しながら向き合っている。それはこれからも、自由と平等をめぐる議論の一端として継続されながら更新されていくだろう。

脚注

- ¹ 1989年の「子どもの権利条約」及び1992年の「民族的または種族的、宗教的及び言語的少数者に属するものの権利に関する宣言」の採択等によって、マイノリティの言語権は国際的に承認されている。
- ² アングロ・サクソンの生活様式や価値観を規範にして、移民の社会統合や同化を目指す考え方。
- ³ バトラー（2008）p202参照。
- ⁴ 1968年に成立したバイリンガル教育法は、1974年、1978年、1984年、1988年、1994年の5回の修正を経た後、2002年、NCLB法のタイトルIIIである「英語習得法（English Language Acquisition, Language Enhancement and Academic Achievement Act）」に置き換えられた。
- ⁵ 言語マイノリティの子どもたちに対しては、LEP以外にも、ELLs（English Language Learner、英語学習者）、ELs（English Learners、英語学習者）という言葉が使われている。ただし実際のLEP児童・生徒の決定は、各州の法令によって行われ全米統一の基準があるわけではない。最近は肯定的な表現としてELLsやELsが使われることが多いが、ここではLEP児童・生徒で統一する。
- ⁶ 英語力が十分でない中国系の児童・生徒が英語の授業に参加している状態は、有意義な教育から意図的に締め出されている状態であると指摘した。ただしこの判決では補完教育として母語を使うかどうかについては、選択肢の一つと言及するにとどまっている。
- ⁷ ラウ裁判の判決を受けて1975年に連邦政府の保健教育福祉省は、ラウ救済（Lau Remedies）と呼ばれるガイドラインを示す中で、小学校が選択すべき指導モデルとして、移行型バイリンガル教育、維持型であるバイリンガル・バイカルチュラルプログラム、多言語多文化プログラムを提示した。小林（2008）p.155参照。
- ⁸ 保守派の立場からの多文化カリキュラム批判については例えばBloom（1987）を参照。
- ⁹ 文化戦争については詳しくはGitlin（1995）を参照。
- ¹⁰ 1969年度76プログラムに750万ドルだった連邦政府の補助金は1980年度には564のプログラムに1億6,690万ドル支出されるようになっていた。
- ¹¹ 橋爪貞雄（1992）『2000年のアメリカ教育戦略：その背景と批判』黎明書房参照
- ¹² 全米教育統計センターの資料によると全米の公立学校に在籍するEL生徒の割合は2014年度に4,559,323人で9.4%。州別にみるとカリフォルニアが22.4%と一番で、続

- いてネバダ17.0%、テキサス州15.5%が続く。
- ¹³ 1981年に共和会上院議員ハヤカワが提出した、英語を公用語にする憲法修正案は、連邦議会で廃案となったが、州レベルでの英語の公用語化は活発化した。ハヤカワらを中心に1983年には、バイリンガル教育や英語以外での投票権の阻止を掲げるU.S.イングリッシュが結成されイングリッシュ・オンリー運動は全国的に展開していく。
- ¹⁴ 各州にはReadingとMathematicsのスタンダードを設定すること、そのスタンダードに基づく学力テストを3年生から5年生、6年生から9年生、10年生から12年生の間に1回ずつ実施することなどが義務づけられた。
- ¹⁵ 提案227は2016年11月の住民投票で廃止され、バイリンガル教育を含む多言語教育を認める提案58「カリフォルニア多言語教育法」が成立し、翌2017年から施行している。
- ¹⁶ 詳しくは小林（2008）2章参照。
- ¹⁷ NCLBではIASAより学力テストの回数が増やされ、3年生から8年生までは毎年、10年生から12生の間に1回実施することが求められた。また年次到達目標に到達できなかった学校や学区は、改善の指摘を受けるだけでなく、懲罰措置の対象にもなった。
- ¹⁸ 各州は独自の教育スタンダードを設定し、スタンダードに基づき定期的に学力テストを行うが、その結果を人種・エスニシティ・社会階層・LEP児童生徒・障害などのサブグループに分け分析し、格差是正の取り組みをすることが義務づけられた。
- ¹⁹ 英語を母語としない子どもが、母語以外に英語を習得していくプロセスとしてバイリンガル教育を限定するのではなく、二つの言語が使用される教室に、英語を母語とする子どもたちも参加させることで、双方の子どもたちが二つの言語を習得することを目指す。
- ²⁰ 多文化性の尊重と学力保障の両立を目指した、アメリカの言語教育の具体的な取り組みについては例えば山本（2018）参照。

参考文献

- 小林宏美（2008）『多文化社会アメリカの二言語教育と市民意識』慶応義塾大学出版。
- 小林宏美（2016）「アメリカ社会における移民の社会的統合と公教育—教育政策のマイノリティ児童生徒への影響に着目して—」『三田社会学会』No.21、30-41頁。
- 末藤美津子（1993）「アメリカのバイリンガル教育政策—ラオ対ニコラス訴訟事件の持つ意味—」『比較教育学研究』No.19、43-54頁。

末藤美津子 (1999) 「アメリカのバイリンガル教育における言語観—1968年法から1994年法までの変遷—」『比較教育学研究』No.25、81-96頁。

末藤美津子 (2002) 『アメリカのバイリンガル教育—新しい社会の構築をめざして—』東信堂。

末藤美津子 (2008) 「カリフォルニア州におけるバイリンガル教育の復活—提案227から提案58へ—」『東洋学園大学紀要』No. 26 (2)、111-122頁。

バトラー後藤裕子 (2008) 『多言語社会の言語文化教育—英語を第二言語とする子どもへのアメリカ人教師たちの取り組み—』くろしお出版。

山本はるか (2018) 『アメリカの言語教育—多文化性の尊重と学力保障の両立を求めて—』京都大学学術出版会。

Bloom, Allan. (1987) *The Closing of the American Mind*, New York: Simon & Schuster.

Gitlin, Todd. (1995) *The Twilight of Common Dreams: Why America is Wracked by Culture Wars*, New York: Metropolitan Books.

米国におけるマイノリティに対する教育支援策 (2010) (財) 自治体国際化協会 Clair Report No. 346 http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/346.pdf 2020年3月2日閲覧。